

物件の決定

店舗図面・レイアウトの決定

保健所	消防署	警察署 ※深夜酒類提供飲食店のみ
管轄保健所へ事前相談 ※1 【持ち物】 ・物件情報 ・店舗図面 ・提供する商品 ・営業開始日	管轄消防署へ事前相談	
営業許可申請・店舗確認検査日の決定 【提出物】 ① 営業許可申請書 ② 施設の構造及び設備を示す図面 ③ 食品衛生責任者の資格を証明するもの ④ 水質検査成績書 (水道水、専用水道、簡易専用水道以外の水を使う場合) ⑤ 許可申請手数料	書類提出・店舗確認検査日の決定 【提出物】 ① 防火対象物使用開始届出書 ② 防火対象物工事等計画届出書 ③ 消防用設備設置届出書 ①②③の提出は、基本的に設計施工会社・厨房機器業者が代行してくれる	
店舗完成の10日～2週間前までに提出	工事着工の7日前までに提出	管轄警察署へ事前相談

工事着工

保健所	消防署	警察署 ※深夜酒類提供飲食店のみ
店舗確認検査	店舗確認検査	
営業許可書(①) 交付 (店舗確認検査後7日程度)	防火対象物使用開始書(①) 交付 (店舗確認検査後10日程度)	
	防火責任者講習受講 ※営業開始までに防火責任者届出書(④)を提出するため	
		書類提出 【提出物】 ・深夜酒類提供飲食店営業開始届書
		深夜酒類提供の10日前までに受理される必要あり ※2

店舗完成

保健所	消防署	警察署 ※深夜酒類提供飲食店のみ
	書類提出 【提出物】 ④ 防火管理者選任届出書 ⑤ 消防計画の届け出 (営業開始までに提出する)	

営業開始

※1 飲食物の種類により多数の営業許可が存在するので、自分のお店・自分の販売する予定の飲食物にはどの営業許可が必要なのか、開業前に管轄の保健所に相談しましょう。

※2 通常は行政書士など専門家に依頼します。この警察署のチェックは厳しく、ご自身で提出する場合、やり直しを指示されることも多々あります。専門家に依頼しない場合は、物件の平面図が決まった頃から警察署に相談するなど、早めに着手しましょう。